

令和7年度政策評価の事前分析表(抄)

令和7年3月
(令和7年10月一部改正)
財務省

令和7年度政策評価の事前分析表の一部変更について

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、「2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたP B黒字化を目指す。

（中略）債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる」等とされたことを受け、総合目標1、総合目標2、総合目標6、政策目標1－1、政策目標1－5、政策目標2－1について所要の変更を行いました。

令和7年10月

財 務 省

令和7年度政策評価の事前分析表について

財務省では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」といいます。）及び財務省の「政策評価に関する基本計画」に基づき、主要な政策分野の全てについて、あらかじめ目標を設定し、政策評価を行っています。政策評価法では政策評価を実施する場合に実施計画を定めることとされていることから、財務省では、評価対象年度の開始までに実施計画を策定しています。これと併せて、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」といいます。）に基づき、評価対象となる政策の目標ごとに毎年度、事前分析表を作成し、公表しています。

ガイドラインに基づく目標管理型の政策評価においては、目標を適切に設定することが重要であり、要するコストとともに、目的、目標（指標）、それらの達成手段、各手段がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定を分かりやすく重要な情報に焦点を絞った形であらかじめ整理、公表し、事後に実績を踏まえて検証していくことは、各行政機関の政策体系の一層の明確化、外部検証の促進、各行政機関の長等によるマネジメントの強化等に有効とされています。

これらの趣旨を踏まえ、令和7年度政策評価の事前分析表は、総合目標（6目標）及び政策目標（24目標。国税庁に係る政策目標（3目標）を除いています。）の30の「政策の目標」について、作成しています。

政策評価に関する情報の公表を通じて、政策の透明性を確保することにより、国民の皆様に対する説明責任を果たし、信頼される行政を目指してまいります。

令和7年3月
財 務 省

財務省の「政策の目標」の体系図（令和7年度版）

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。
納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

財政 （総合目標1）

我が国の財政状況が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた取組を進めると同時に、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

税制 （総合目標2）

コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般にわたる見直しを進める。

財務管理 （総合目標3）

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム （総合目標4）

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済 （総合目標5）

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営（総合目標6）

総合目標1から5の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

健全な財政の確保 （政策目標1）

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現 （政策目標2）

- 2-1 賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理 （政策目標3）

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実
- 3-3 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持 （政策目標4）

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展 （政策目標5）

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進 （政策目標6）

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策の基本目標（総合目標）

各政策分野の目標（政策目標）

- 総合目標 1 : 我が国の財政状況が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた取組を進めると同時に、2025 年度から 2026 年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対 GDP 比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

総合目標の内容及び目標設定の考え方

我が国の財政は極めて厳しい状況にあります。各年度の政策的経費をその年度の税収等で賄うことができず（プライマリーバランス（用語集参照）が赤字の状態）、公債発行への依存が常態化しており、公債残高は累増の一途をたどっています。令和 7 年度の国・地方の公債等残高（用語集参照）は、賃金・所得の増加に向けた施策や物価高への対応等を含む総合経済対策に基づく歳出増等があり、1,281.6兆円（対GDP比201.0%）に達すると見込まれます。

特に、社会保障制度の給付と負担の乖離という構造的な問題を抱える中で、将来世代の不安を取り除くためにも、社会保障の持続可能性を確保し、財政健全化の道筋を確かなものとする必要があります。

こうした認識の下、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（以下「骨太の方針2025」といいます。）においては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（以下「骨太の方針2024」といいます。）で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、財政健全化の「旗」を下ろさず、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとともに、2025年度から2027年度までの3年間、「骨太の方針2024」の「経済・財政新生計画」で示された歳出改革努力を継続することとされています。その際、EBPMによるワイズスペンディング（効果的・効率的な支出）を徹底することとされています。

これらを踏まえ、上記の目標を設定します。

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」

総1-1 : 2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成を目指す

関連する内閣の基本方針

- 「第217回国会 総理大臣施政方針演説」（令和 7 年 1 月 24 日）
- 「第217回国会 財務大臣財政演説」（令和 7 年 1 月 24 日）
- 「令和 7 年度予算編成の基本方針」（令和 6 年 12 月 6 日閣議決定）
- 「令和 7 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和 7 年 1 月 24 日閣議決定）
- 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和 7 年 8 月 7 日経済財政諮問会議提出）

	○「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定) ○「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定) ○「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)
--	--

テーマ	総1-1: 2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成を目指す
取組内容	上記「総合目標の内容及び目標設定の考え方」記載のとおり。

定量的な測定指標

[主要] 総1-1-A-1:財政健全化目標の達成に向けた取組	目標値	2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成を目指す	
	実績値		

(目標値の設定の根拠)

「骨太の方針2025」において、「骨太の方針2024」で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、引き続き経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させることとされているためです。

(参考)

国・地方のプライマリーバランス赤字の対GDP比（実額）		国・地方の公債等残高の対GDP比	
2025（令和7）年度（見込み）	▲0.5%（▲ 3.2 兆円）	2025（令和7）年度（見込み）	201.0%
2024（令和6）年度	▲1.2%（▲ 7.4 兆円）	2024（令和6）年度	201.3%
2023（令和5）年度	▲2.1%（▲12.3 兆円）	2023（令和5）年度	205.2%
2022（令和4）年度	▲3.6%（▲20.6 兆円）	2022（令和4）年度	211.5%
2021（令和3）年度	▲5.5%（▲30.3 兆円）	2021（令和3）年度	210.8%
2020（令和2）年度	▲9.1%（▲48.9 兆円）	2020（令和2）年度	208.6%
2019（令和元）年度	▲2.6%（▲14.8 兆円）	2019（令和元）年度	191.2%
2018（平成30）年度	▲1.9%（▲10.7 兆円）	2018（平成30）年度	189.3%
2017（平成29）年度	▲2.2%（▲12.2 兆円）	2017（平成29）年度	186.1%
2016（平成28）年度	▲2.9%（▲15.6 兆円）	2016（平成28）年度	185.7%
2015（平成27）年度	▲2.9%（▲15.6 兆円）	2015（平成27）年度	182.9%

(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和7年8月7日経済財政諮問会議提出）

定性的な測定指標

〔主要〕総1-1-B-1：社会保障・税一体改革の継続的な実施と持続可能な社会保障制度の確立

(目標の内容)

社会保障・税一体改革（用語集参照）を継続的に実施するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（以下「骨太の方針2018」といいます。）に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」に基づき、改革を順次実行に移してきました。引き続き、「骨太の方針2024」及び「骨太の方針2025」に基づき、歳出改革努力を継続し、経済再生と財政健全化の両立に取り組みます。具体的な改革項目としては、「経済・財政新生計画」に加え、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」に記載された取組について、各年度の予算編成過程において、実施すべき施策の検討・決定を行ってまいります。

(目標の設定の根拠)

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）や「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）等に規定された社会保障・税一体改革の内容を確実に実施していくためです。また、プライマリーバランスの黒字化に向けては、社会保障改革を軸として、社会保障の自然増の抑制や医療・介護サービスの適正化・効率化、生産性向上や給付と負担の適正化等に取り組むことが不可欠であるところ、「骨太の方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」に基づき、改革を順次実行に移してきました。引き続き、「骨太の方針2024」及び「骨太の方針2025」に基づき、歳出改革努力を継続し、経済再生と財政健全化を両立させることが重要です。このため、具体的な改革項目として上記の指標を設け、各年度の予算編成過程において、実施すべき施策の検討・決定を行うことにより、着実に取り組んでいくこととしています。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」
- 参考指標 2 「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」
- 参考指標 3 「公債発行額・公債依存度の推移」
- 参考指標 4 「公債残高の推移」
- 参考指標 5 「国及び地方の基礎的財政収支の推移」
- 参考指標 6 「一般会計の基礎的財政収支の推移」
- 参考指標 7 「国及び地方の財政収支の推移」
- 参考指標 8 「国民負担率の状況」

総合目標に係る予算額等

令和5年度

6年度

7年度

8年度

行政事業レビューに係る予算事業ID

上記の総合目標に関連する予算額等はありません。

担当部局名

主計局（調査課、総務課）、大臣官房総合政策課、主税局（総務課、調査課）

政策評価実施時期

令和8年6月（予定）

- 総合目標 2 : コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と
(税制) 財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化
に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般にわたる見直しを進める。

総合目標の内容及び目標 設定の考え方	税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があります。 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（以下「骨太の方針2025」といいます。）においては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（以下「骨太の方針2024」といいます。）で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、財政健全化の「旗」を下ろさず、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指すこととされています。 税制については、「骨太の方針2025」等を踏まえ、コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進めます。 「骨太の方針2025」においては、物価上昇局面の対応や格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮等の観点から所得税の抜本的な改革の検討を進めるほか、EBPMの取組やデジタル社会にふさわしい税制の構築等を進めることとしています。
-------------------------------	---

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」	
	総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する

関連する内閣の基本方針	○ 「第217回国会 総理大臣施政方針演説」（令和7年1月24日） ○ 「第217回国会 財務大臣財政演説」（令和7年1月24日） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定） ○ 「諮問」（令和6年1月25日税制調査会） ○ 「令和7年度税制改正の大綱」（令和6年12月27日閣議決定）
--------------------	---

テーマ	総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する
取組内容	上記「総合目標の内容及び目標設定の考え方」記載のとおり。

定性的な測定指標					
[主要] 総2-1-B-1：経済社会の構造変化を踏まえた税制改正の検討					
(目標の内容) 経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築すべく、毎年度の税制改正を検討します。					
(目標の設定の根拠) 税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があるためです。					
今回廃止した測定指標とその理由		該当なし			
参考指標	○参考指標 1 「税收比率の推移」 ○参考指標 2 「一般会計税收の推移」 ○参考指標 3 「一般会計税收、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲（総1-1：参考指標 1）】				
総合目標に係る予算額等	令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の総合目標に関連する予算額等はありません。					
担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）		政策評価実施時期	令和8年6月（予定）	

- 総合目標 6：総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却（財政・経済 運営）を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

総合目標の内容及び目標 設定の考え方

日本経済につきましては、高水準の賃上げと過去最大規模の設備投資が実現するなど明るい兆しが見られています。一方で、我が国の財政状況は、国・地方の公債等残高（用語集参照）が、賃金・所得の増加に向けた施策や物価高への対応等を含む総合経済対策に基づく歳出増等があり、令和 7 年度には 1,281.6 兆円（対 GDP 比 201.0%）に達すると見込まれるなど、極めて厳しい状況にあります。

このような状況の中、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（以下「骨太の方針 2025」といいます。）において、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」で定めた「経済・財政新生計画」の枠組みの下、財政健全化目標の堅持と歳出改革努力の継続を基本方針とし、引き続き、経済あつての財政との考え方の下、経済再生と財政健全化の両立に取り組むこととされました。具体的には、令和 6 年 11 月 22 日に閣議決定した「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を迅速かつ適切に実行しつつ、「骨太の方針 2025」に基づき、2025 年度から 2026 年度を通じて、可能な限り早期のプライマリーバランス黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対 GDP 比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成を目指していきます。その際、EBPM によるワイズスペンディング（効果的・効率的な支出）を徹底します。

また、マクロ経済政策の一翼を担う金融政策についても、政府の財政・経済政策と一体的・整合的に運営されるよう、金融政策を所管する日本銀行と議論を重ねます。この観点から、平成 25 年 1 月に取りまとめた「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」等に則り、政府及び日本銀行は、政策連携を強化し、デフレ脱却と持続的な経済成長の実現に向け、一体となって取り組んでいきます。

加えて、自然災害からの復興に全力で取り組みます。

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」

総 6-1：デフレ脱却と持続的な経済成長を実現しつつ、2025 年度から 2026 年度を通じて、可能な限り早期のプライマリーバランス黒字化を目指すとともに、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対 GDP 比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成を目指す

関連する内閣の基本方針

- 「第 214 回国会 総理大臣所信表明演説」（令和 6 年 10 月 4 日）
- 「第 216 回国会 総理大臣所信表明演説」（令和 6 年 11 月 29 日）
- 「第 216 回国会 財務大臣財政演説」（令和 6 年 12 月 9 日）
- 「第 217 回国会 総理大臣施政方針演説」（令和 7 年 1 月 24 日）
- 「第 217 回国会 財務大臣財政演説」（令和 7 年 1 月 24 日）
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）

	○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」(令和6年6月21日閣議決定) ○「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定) ○「令和7年度予算編成の基本方針」(令和6年12月6日閣議決定) ○「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和7年1月24日閣議決定) ○内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和7年8月7日経済財政諮問会議提出)
--	--

テーマ	総6-1: デフレ脱却と持続的な経済成長を実現しつつ、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期のプライマリーバランス黒字化を目指すとともに、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成を目指す
取組内容	上記「総合目標の内容及び目標設定の考え方」記載のとおり。

定性的な測定指標	
	[主要] 総6-1-B-1: 「骨太の方針2025」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析
	(目標の内容) 「骨太の方針2025」における目標達成に向けた取組の進捗状況を把握・分析します。
	(目標の設定の根拠) 「骨太の方針2025」を踏まえ、引き続き、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」に取り組むことが重要であるからです。

定性的な測定指標	
	[主要] 総6-1-B-2: 自然災害からの復興への取組
	(目標の内容) 東日本大震災や令和6年能登半島地震からの復興を含め、自然災害からの復興に全力で取り組みます。
	(目標の設定の根拠) 自然災害からの復興に取り組むことが重要であるからです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「主要経済指標(実質成長率等)」 (出所) 令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(令和7年1月24日閣議決定)

総合目標に係る予算額等	令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の総合目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	大臣官房総合政策課、主計局(総務課、調査課)、主税局(総務課、調査課)	政策評価実施時期	令和8年6月(予定)
-------	-------------------------------------	----------	------------

○ 政策目標 1 - 1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進

政策目標の内容及び目標 設定の考え方	国家は、多岐にわたる分野で多くの活動を行っており、これらの活動に必要な資金を租税や公債などの手段により調達し、必要な分野に資金を供給しています。 経済財政状況を踏まえつつ、選択と集中の考え方により、一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとする必要があります。
-------------------------------	---

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-1-1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組

政1-1-2 : 財政に関する広報活動

関連する内閣の基本方針	○ 「第217回国会 総理大臣施政方針演説」(令和 7 年 1 月 24 日) ○ 「第217回国会 財務大臣財政演説」(令和 7 年 1 月 24 日) ○ 「令和 7 年度予算編成の基本方針」(令和 6 年 12 月 6 日閣議決定) ○ 「令和 7 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和 7 年 1 月 24 日閣議決定) ○ 「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」(令和 3 年 3 月 9 日閣議決定) ○ 「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更に ついて」(令和 6 年 3 月 19 日閣議決定) ○ 「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更に ついて」(令和 7 年 6 月 20 日閣議決定) ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年 6 月 15 日閣議決定) ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年 6 月 21 日閣議決定) ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定) ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和 3 年 6 月 18 日閣議決定) ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定) ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定) ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) ○ 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月 8 日閣議決定)
--------------------	--

施策	政1-1-1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組
取組内容	一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとします。 引き続き、予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算編成等への適切な活用・反映に努めます。

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（以下「骨太の方針2025」といいます。）においては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（以下「骨太の方針2024」といいます。）で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、財政健全化の「旗」を下ろさず、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス（用語集参照）黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させることとされています。この方針を踏まえ、引き続き、経済再生と財政健全化の両立に向けた取組を進めてまいります。

上記に加えて、復興事業については、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」を踏まえ、復興のステージに応じた、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政1-1-1-B-1：予算編成における重点的な配分と財政健全化目標の達成に向けた取組の実施

（目標の内容）

一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものにします。

「骨太の方針2025」においては、「骨太の方針2024」で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、財政健全化の「旗」を下ろさず、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させることとされています。この方針を踏まえ、引き続き、経済再生と財政健全化の両立に向けた取組を進めてまいります。

（目標の設定の根拠）

予算を必要性の高い分野に重点的に配分することで、財政の効率化・質的改善を推進する必要があるためです。

定性的な測定指標

政1-1-1-B-2：予算執行調査等の予算編成等への適切な活用・反映

（目標の内容）

予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などを予算編成等へ適切に活用・反映します。

（目標の設定の根拠）

財政資金の効率的・効果的な活用のため、予算の「プラン（予算編成）」・「ドゥー（予算の執行）」・「チェック（評価・検証）」・「アクション（予算への反映）」のサイクルにおける「チェック」・「アクション」機能を強化し、予算への的確にフィードバックするためです。

定性的な測定指標

政1-1-1-B-3：予算編成における東日本大震災への適切な対応

(目標の内容)

復興事業については、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」を踏まえ、復興のステージに応じた、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。

(目標の設定の根拠)

東日本大震災からの復興を効果的かつ確実に進めるとともに、復興財源に対する被災地の不安を払拭するためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」【再掲（総1-1：参考指標 2）】
- 参考指標 2 「一般会計歳出の構成」
- 参考指標 3 「一般会計歳出概算所管別内訳」
- 参考指標 4 「なぜ財政は悪化したのか（財政構造の変化）」
- 参考指標 5 「各予算のポイント」
- 参考指標 6 「補助金等の内訳（交付先別、主要経費別）」
- 参考指標 7 「補助金等の整理合理化状況」

施策 政1-1-2：財政に関する広報活動

取組内容

財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらう観点から、パンフレットの作成・配布・電子書籍化、ウェブサイトを通じた情報提供、オンラインも活用した説明会等の広報活動に積極的に取り組みます。

加えて、財政を含め持続可能な社会・経済への関心を高めるべく、フューチャー・デザイン（用語集参照）の考え方を活用した取組を推進し、産官学の関係者と連携の上、セミナー・ワークショップ等の開催等に取り組みます。

また、財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うため、以下の取組を行います。

- A 各府省のウェブサイトにおいて公開される概算要求書及び政策評価調書を、各府省の協力の下、財務省ウェブサイトからそれぞれ9月末日、10月20日前後までに一元的に閲覧できるようにします。
- B 決定した予算の内容や執行状況について、広く国民全般に分かりやすい情報開示の方法を工夫し、一般会計と特別会計、当初予算と補正予算を含めた予算の全体像についても、より分かりやすく国民への情報発信を行うよう努めます。

定量的な測定指標								
	政1-1-2-A-1：各府省等のウェブサイト で公開される概算要求書等の財務省ウェブサイトからの閲覧可能化	年度		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		目標値	概算要求書等	9月末日	9月末日	9月末日	9月末日	9月末日
			政策評価調書	10月20日 前後	10月20日 前後	10月20日 前後	10月20日 前後	10月20日 前後
		実績値	概算要求書等	9月29日	9月27日	9月27日	9月26日	
			政策評価調書	10月19日	10月20日	10月17日	10月18日	
		(出所) 主計局総務課及び司計課調 (目標値の設定の根拠) 財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うため、過去の実績を参考に目標値を設定しました。						

定性的な測定指標	
	[主要] 政1-1-2-B-1：財政に関する広報活動の実施状況
	(目標の内容) 積極的にパンフレットの作成・配布・電子書籍化、ウェブサイトを通じた情報提供、オンラインも活用した説明会、フューチャー・デザインの考え方を活用した取組等の広報活動を実施します。
	(目標の設定の根拠) 財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらうためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数」

政策目標に係る予算額等		令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	427,798千円	425,590千円	433,935千円		
	(項) 財政健全化推進費	427,798千円	425,590千円	433,935千円		
	(事項) 財政の効率化・質的改善の推進に必要な経費	427,798千円 (注1)	425,590千円 (注1)	433,935千円 (注1)		
	内 財政に関する説明資料の拡充	7,073千円	5,277千円	3,306千円		行政事業レビューの対象外
	内 財政制度等に関する調査(注2)	4,592千円	24,000千円	23,107千円		001419
	内 旅費等実態調査	13,358千円	13,279千円	10,652千円		001420
	補正予算	△1,302千円	—			
	繰越等	4,462,965千円		N. A.		
	合計	4,889,461千円		N. A.		
	執行額	4,761,531千円		N. A.		

(概要)

財政の効率化・質的改善を推進するための予算・決算の作成、調査研究等に必要な経費等。

(注 1) 政府情報システム関連予算(予算編成支援システム(予算事業ID:020151))は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。

(注 2) 「フューチャー・デザインの考え方を活用した取組」に係る予算額は、「財政制度等に関する調査」に含まれます。

(注 3) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年11月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	主計局(総務課、司計課、調査課、主計官、主計企画官(調整担当))	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月(予定)
-------	----------------------------------	----------	----------------

○ 政策目標 1 - 5 : 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行

政策目標の内容及び目標
設定の考え方

令和 7 年度の地方の財政状況については、国と地方の折半により負担する地方の財源不足が生じず、臨時財政対策債の発行も平成 13 年度の制度創設以来初となるゼロとなりましたが、引き続き、歳入面・歳出面における改革を進めていく必要があります。

地方財政に関する事務については、地方財政計画の策定、地方税制度及び地方債等を所管する総務省との調整が重要となります。

このような状況において、国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行します。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(以下「骨太の方針 2025」といいます。)も踏まえ、2025 年度から 2026 年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス(用語集参照)黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対 GDP 比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、その実現のため、財務省としても適切に対応していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政 1-5-1 : 地方の歳入面・歳出面の改革

関連する内閣の基本方針

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)
- 「令和 7 年度予算編成の基本方針」(令和 6 年 12 月 6 日閣議決定)

施策 政 1-5-1 : 地方の歳入面・歳出面の改革

取組内容

国の財務の総括や財政資金の効率的配分の観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、引き続き必要な取組を検討するなど、地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。

定性的な測定指標

[主要] 政 1-5-1-B-1 : 地方の歳入面・歳出面の改革

(目標の内容)

国の財務の総括や財政資金の効率的配分の観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、引き続き必要な取組を検討するなど、地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。

	(目標の設定の根拠) 「経済財政運営と改革の基本方針2024」に、2025年度から2027年度までの3年間について、「交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する」と定められているためです。また、「骨太の方針2025」において、「2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す。」、「その上で、「経済・財政新生計画」の期間を通じて、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる。」としているほか、「2027年度までの間、骨太方針2024で示された歳出改革努力を継続」と定められているためです。
--	---

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「地方財政計画」 ○参考指標 2 「地方向け補助金等の全体像」 ○参考指標 3 「地方の一般財源総額について」

政策目標に係る予算額等	令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の政策目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	主計局（主計官（総務、地方財政、財務係担当）、主計企画官（調整担当））、主税局（総務課）、理財局（計画官（厚生労働・文部科学、国土交通、地方企画、地方財務審査、地方運用係担当））	政策評価実施時期	令和8年6月（予定）
-------	---	----------	------------

○ 政策目標 2 - 1 : 賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実

**政策目標の内容及び目標
設定の考え方**

賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現等に向けて、令和 7 年度税制改正を着実に実施していきます。また、総合目標 2 において述べたとおり、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組みます。

併せて、税制全般に対する国民の理解が深まるよう、税制に関する広報に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政2-1-1 : 賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討

政2-1-2 : 税制についての広報の充実

関連する内閣の基本方針

- 「第 217 回国会 総理大臣施政方針演説」(令和 7 年 1 月 24 日)
- 「第 217 回国会 財務大臣財政演説」(令和 7 年 1 月 24 日)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)
- 「諮問」(令和 6 年 1 月 25 日税制調査会)
- 「令和 7 年度税制改正の大綱」(令和 6 年 12 月 27 日閣議決定)

施策

政2-1-1 : 賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討

取組内容

「令和 7 年度税制改正の大綱」において、令和 7 年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行います。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金(企業型DC及びiDeCo)の拠出限度額等を引き上げます。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充いたします。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行うこととしました。

これらの措置を実施するため、「所得税法等の一部を改正する法律案」を第217回国会に提出し、衆議院における法案修正を経て成立しました。修正を経て成立した内容について周知徹底を図るなど着実に実施していきます。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2025」に基づき、物価上昇局面の対応や格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮等の観点から所得税の抜本的な改革の検討を進めるほか、E B P M の取組やデジタル社会にふさわしい税制の構築等を進めることとしています。令和 7 年度税制改正に引き続き、税制調査会(用

語集参照)の議論などを踏まえながら、個人所得課税については例えば働き方によって有利・不利が生じない等、公平な税制の構築、法人課税についてはグローバル化に対応した法人課税のあり方について検討を進めます。国際課税については、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」における国際合意の実施に向け、制度の詳細化に向けた国際的な議論に引き続き積極的に貢献するとともに、国際合意に則った法制度の整備を進めます。その他、経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制を検討します。

なお、租税特別措置については、要望時において各府省庁に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省庁が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省庁等との議論の材料とします。その際、各府省庁の要望に関して、①政策目的と整合的な手段として税制が機能するか、②明確かつ形式的な要件が設定でき税制として成り立つか、また執行可能であるか、③税制措置により国の歳入にどのような影響を与えるか、などの点について検証を行います。また、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果も活用し、必要な見直しを行います。

定性的な測定指標

【主要】 政2-1-1-B-1：令和7年度税制改正の着実な実施と令和8年度税制改正の検討

(目標の内容)

令和7年度税制改正を着実に実施していきます。また、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、令和8年度税制改正の内容を検討していきます。

(目標の設定の根拠)

「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組む必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1「所得・消費・資産等の税収構成比の推移(国税)」
- 参考指標2「諸外国における国民負担率(対国民所得比)の内訳の比較」
- 参考指標3「税制改正(内国税関係)による増減収見込額」
- 参考指標4「個人所得課税の税率等の推移」
- 参考指標5「主要国における個人所得課税の実効税率の比較(夫婦子2人(片働き)の給与所得者)」
- 参考指標6「法人税率の推移」
- 参考指標7「諸外国における法人実効税率の比較」
- 参考指標8「諸外国における付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の比較」
- 参考指標9「相続税の主な改正の内容」
- 参考指標10「主要国における相続税負担率の比較(配偶者+子2人)」
- 参考指標11「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲(総1-1:参考指標1)】
- 参考指標12「税収比率の推移」【再掲(総2-1:参考指標1)】
- 参考指標13「一般会計税収の推移」【再掲(総2-1:参考指標2)】

施策 政2-1-2：税制についての広報の充実

取組内容

税は国民生活と密接に関わるものであることから、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税制全般に対する国民の理解が深まるよう努めます。具体的には、パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS等を通じた情報提供、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等の広報活動を行います。また、動画等を活用した情報提供や、子育て世代や将来の納税者である小学生や中学生などをターゲットとした、学習コンテンツの提供等を通じた働きかけの強化等、新たな広報活動の実施に向けた取組を進めます。

さらに、国際社会に対して積極的な情報発信を行っていく観点から、英語版パンフレットの作製・配布等の広報活動も行います。

その他、アンケート調査等を通じて、税制に関する広報活動が国民にどの程度認知・理解されているのか、や、広報活動の改善点等の把握を行います。

税制についての広報の充実に関して、以下の測定指標を設定し、財務省の税制関連ウェブサイトへのアクセスの容易さやわかりやすさの改善を目指します。

定量的な測定指標

政2-1-2-A-1：税制メール マガジン登録者数 (単位：人)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	増加	増加	増加	増加	増加
	実績値	32,737	33,135	33,585	N. A (今後集計)	

(注) 令和6年度実績値は、令和7年6月までにデータが確定するため、令和6年度実績評価書において掲載予定です。

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(目標値の設定の根拠)

税制全般に対する国民の理解が深まるように、広報の充実を行った結果を税制メールマガジン登録者数で測定するために指標を設定しました。更に国民の皆様は税制メールマガジン登録をしていただくため、目標値として「増加」と設定しました。

定量的な測定指標

政2-1-2-A-2：財務省の税 制関連ウェブサイトに関 する評価（内容の分かり やすさ） （単位：％）	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	80	85	85	85	85
	実績値	91.3	91.1	88.5	N. A （今後集計）	

(注1) 令和6年度実績値は、令和7年6月までにデータが確定するため、令和6年度実績評価書において掲載予定です。

(注2) 数値は、財務省の税制関連ウェブサイトのアンケート調査において、「分かりやすかった」から「分かりにくかった」の5段階評価で上位評価（「分かりやすかった」及び「まあまあ分かりやすかった」）を得た割合です。

(出所) 主税局総務課調

(目標値の設定の根拠)

国民に対する税制に関する広報を充実させる観点から、税制関連ウェブサイトの分かりやすさを測定するために指標を設定しました。税制関連ウェブサイトの充実を一層図るため、これまでの実績値も踏まえて目標値として「85」と設定しました。

定性的な測定指標

〔主要〕 政2-1-2-B-1：税制に関する広報活動の実施状況

(目標の内容)

パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS等を通じた情報提供、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施します。また、動画等を活用した情報提供や、子育て世代や、将来の納税者である小学生や中学生などをターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の実施に向けた取組を進めます。

(目標の設定の根拠)

国民一人ひとりが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税に対する国民の理解を深めていく必要があるためです。

今回廃止した測定指標と
その理由

該当なし

参考指標

○参考指標 1 「財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数」

政策目標に係る予算額等		令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビュー に係る予算事業ID
予算の 状況	当初予算	158,378千円	158,687千円	150,147千円		
	(項) 税制企画立案費	158,378千円	158,687千円	150,147千円		
	(事項) 税制の企画及び 立案に必要な経費	158,378千円	158,687千円	150,147千円		
	内 諸外国の税制に 関する調査	25,410千円	25,410千円	24,631千円		001358
	補正予算	△1,191千円	△1,646千円			
	繰越等	—		N. A.		
合 計		157,187千円		N. A.		
執行額		113,560千円		N. A.		

(概要)

税制の企画立案に必要な経費です。

(注) 令和7年度「繰越等」、「執行額」等については、令和8年11月頃に確定するため、令和8年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名

主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）

政策評価実施時期

令和8年6月（予定）